

1. 趣旨

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条の 2 において「多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる」としており、同条例施行規則において事業者及び処理計画様式を規定し、対象となる事業者に対して事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理の啓発を行うものです。

【恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）】

（処理計画作成の指示）

第 18 条の 2 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

2. 対象事業者の規定について

(1)多量の廃棄物を排出する事業者の規定要件について

対象年度（前年度）において事業系一般廃棄物を月平均 3 t 以上排出した事業者
※令和 7 年度においては令和 5 年度実績を対象

(2)事業系一般廃棄物減量等計画書について

対象事業者は事業系一般廃棄物減量等計画書を対象年度の 5 月末までに提出、翌年度 4 月末までに実績報告を提出する。

【恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(抜粋)】

（処理計画書の提出）

第 8 条の 3 条例第 18 条の 2 に定める計画書の提出は事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 前項の計画書は、毎年 5 月末日までに提出するものとする。

3. 令和 7 年度対象事業者について

令和 5 年度実績での事業系一般廃棄物を月平均 3 t 以上排出した事業者
対象：市内 3 事業者